

○豊島区いじめ防止対策推進条例

平成 26 年 10 月 27 日

条例第 33 号

(前文)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、ときには、生命や身体に危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

学校及び学校の教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童・生徒に徹底させるとともに、人と人との心が触れ合う豊かな体験を通じて、児童・生徒一人一人の心を耕すなど、いじめを予防する指導の充実を図ることが必要です。また、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し、児童・生徒との信頼関係の構築に努めなければなりません。

いじめを根絶するためには、すべての児童・生徒、すべての豊島区民が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもつ必要があります。よって、ここに、いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、いじめ根絶のための施策を、豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定します。

(令元条例 18・一部改正)

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)及び区立学校等の責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(令元条例 18・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

2 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

3 この条例において「区立学校」とは、前項に規定する学校であって、区が設置するものをいう。

4 この条例において「児童・生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

6 この条例において「関係機関等」とは、警察、児童相談所その他いじめの防止等に関する機関等をいう。

7 この条例において「区民」とは、区内に在住又は在勤する者をいう。

(令元条例 18・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害であることに鑑み、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。

3 区立学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の機関全体で組織的に取り組まなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(令元条例 18・一部改正)

(区の責務)

第 4 条 区は、第 3 条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第 5 条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、教育委員会の機関全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むものとする。

2 区立学校及び区立学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守り通し、当該児童・生徒の保護者を支援するとともに、いじめを行っていると思われる児童・生徒及びその保護者に対して指導・助言を行うなど、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(令元条例 18・全改)

(保護者の責務)

第 6 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生

徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童・生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(区民及び関係機関等の役割)

第 7 条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(豊島区いじめ防止対策推進基本方針)

第 9 条 区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)に、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やインターネット上のいじめの防止等のための対策を定めるものとする。

(学校いじめ防止対策推進基本方針)

第 10 条 区立学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(令元条例 18・一部改正)

(豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会)

第 11 条 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 小・中学校長代表

(3) 保護者代表

(4) 区民

(5) 豊島区子どもの権利に関する条例(平成18年豊島区条例第29号)第22条第1項に規定する豊島区子どもの権利擁護委員

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策委員会の庶務は、教育部において処理する。

7 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平27条例27・令元条例18・一部改正)

(関係機関等との連携等)

第12条 区は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 関係機関等は、いじめを発見したときは、速やかに事実確認を行い、当該児童・生徒の在籍する学校と情報を共有するとともに、連携していじめの解消に努めるものとする。

(令元条例18・一部改正)

(区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第13条 区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理又は福祉等に関する専門職その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(令元条例18・一部改正)

(重大事態への対処)

第14条 教育委員会は、区立学校と一元的な方針の下、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)に迅速かつ適切に対処できるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置くものとする。

(令元条例18・一部改正)

(豊島区教育委員会いじめ調査委員会)

第15条 教育委員会は、重大事態について、事実関係を明確にするための調査(以下「法第28条調査」という。)を行うため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 区立学校は、重大事態が発生した場合には、調査委員会及び教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。

3 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を

妨げない。

5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

6 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができないおそれがある委員があるときは、調査委員会の決定を経て当該委員を除斥することができる。

7 委員は、公平な調査を行うことができない相当な理由があるときは、調査委員会の決定を経て、自ら調査等を回避することができる。

8 調査委員会の庶務は、教育部において処理する。

9 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令元条例 18・追加)

(豊島区いじめ特別調査委員会)

第16条 区長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区いじめ特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)を置くことができる。

2 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。

3 区立学校、区その他関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 特別調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等であって、第1項の報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

6 特別調査委員会を設置したときは、区長は、これを豊島区議会に報告する。

7 特別調査委員会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

8 第4項、第5項及び前項に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(令元条例 18・追加)

(個人情報取扱い)

第17条 区は、この条例の施行に当たって、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 対策委員会、調査委員会又は特別調査委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令元条例 18・追加)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

(令元条例 18・旧第 15 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年豊島区条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 27 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 30 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に、この条例による改正後の豊島区いじめ防止対策推進条例第 11 条第 4 項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。これらの委員の任期は、同条第 5 項本文の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 26 年豊島区条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略